

委員会提出議案第 3 号

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第 6 項及び第 7 項並びに西東京市議会会議規則第 14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月12日

提出者 議会運営委員長 田 代 伸 之

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「子育て支援部」を「子ども若者部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の西東京市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による文教厚生委員会の委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）である者は、それぞれこの条例による改正後の西東京市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による文教厚生委員会の委員等になるものとし、その任期は、それぞれ旧条例の規定による文教厚生委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定による文教厚生委員会において審査又は調査中の事件については、新条例の規定による文教厚生委員会に付議された事件とみなす。

（提案理由）

組織改正に伴い、規定を整備する必要がある。